

(各教育事務所長経由)

2 教健第 1 7 5 号  
令和 2 年 5 月 1 5 日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

学校における教育活動の再開について (依頼)

市町村立学校の教育活動につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法 (以下「特措法」という。) に基づく知事からの休業延長要請を受けた通知、令和 2 年 5 月 5 日付け 2 教健第 1 3 2 号「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業の延長及び臨時休業期間中からの段階的な教育活動の実施について」により、一斉臨時休業の延長について御対応いただいたところです。

このたび、令和 2 年 5 月 1 4 日 (木) に政府から緊急事態宣言が解除されましたことを受け、本日知事から、諸準備も必要なことから 5 月 2 4 日 (日) をもって休業要請を解除し、県立学校については、「学校再開に当たっての教育活動のあり方に関する指針」 (別紙参照) に基づき、感染予防を徹底した上で、5 月 2 5 日 (月) から段階的に学校を再開して、6 月 1 日 (月) から全面的な授業を再開するよう、また、市町村立学校についても同様の対応をするよう要請がありました。

このことを踏まえ、市町村立学校におかれましても、段階的に教育活動を充実させるため、5 月 2 5 日 (月) から 2 9 日 (金) までは分散登校によって各児童生徒を週 3 ~ 5 日程度登校させる、短縮授業を実施する等した上で、6 月 1 日 (月) から通常の教育活動を再開するようお願いいたします。

また、「市町村立学校における段階的な学校再開時の対応指針案」 (別紙参照) を作成しましたので、学校設置者においてこれを参考にして対応して下さるようお願いいたします。

なお、貴所属の幼稚園長、小・中・義務教育学校長及び特別支援学校長へ周知をお願いいたします。

おって、この休業や段階的な再開の要請は、特措法第 2 4 条第 9 項の規定に基づく知事からの要請ですので、市町村長へもお伝えくださるようお願いいたします。

(問い合わせ先 義務教育課 主幹 西牧 電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 3 2)  
( 健康教育課 主幹 佐藤 電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 7)